

# 日本国愛知県と中華人民共和国江蘇省の 双方の経済分野における友好交流を 更に強化することに関する合意書

日本国愛知県と中華人民共和国江蘇省は、1980年7月28日に友好提携を締結して以来、経済、農業、環境保全、文化、教育、医療衛生、スポーツ等の広範な分野にわたり、様々な交流を行い、大きな成果を上げた。

経済のグローバル化が絶えず進展する今日、両地域のさらなる発展と繁栄のため、双方はこれまでの友好交流の実績を踏まえ、経済分野を中心に双方がより一層連携し、交流していくことについて、友好的な協議を経て決定し、以下のとおり共通の認識に達した。

- 1 双方は、積極的に経済貿易分野の交流を推し進めるとともに、双方の企業が投資や経済貿易協力をを行うことを奨励し、支援する。
- 2 愛知県が江蘇省内に進出企業のための支援窓口を設置する場合には、江蘇省は相応の支援を行い、併せて省の政策について相談があれば必要なサービスを提供する。
- 3 双方は、知的財産権保護の分野における友好交流と協力を更に強化し、これまでの成果を踏まえ、知的財産権保護の協力体制を整備する。
- 4 双方は環境保全分野における交流を積極的に推し進め、特に、環境保全の人材育成や技術交流の面における協力を強化するとともに、双方の環境関連企業が事業活動を行うことを奨励し、支援する。
- 5 双方は、両地域の観光交流を拡大し、更なる観光客の受け入れ環境の改善や両地域の観光資源のPR等に取り組む。

- 6 双方は、農業分野における交流と協力を更に拡大し、農業関係者の交流や農業技術の向上を図る。
- 7 双方は、経済分野における友好交流と協力を行う過程においては、密接な連携を保つこととし、双方の連絡窓口となる組織は次のとおりとする。
- 愛知県：愛知県産業労働部  
　江蘇省：江蘇省人民政府外事弁公室
- 8 本合意書に関する個々の事業において、詳細な取り決め文書を交わすことは妨げない。
- 9 双方は、本合意書の事項について必要に応じて協議を行い、双方の合意のもと変更することができる。
- 10 本合意書は、同等の効力を有する日本語文及び中国語文で一組として各2通作成する。  
　本合意書は双方が署名した日から効力を生ずる。

日本国愛知県知事  
　神田 真秋

中華人民共和国江蘇省省長  
　羅 志 軍

神田真秋

羅志軍

二〇〇八年十月三十一日 南京にて